

令和6年度監査基本計画

1 監査の基本方針

監査を行うにあたっては、南魚沼市監査基準を指針とし、事務を処理するにあたって、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようになされているかどうか、といった観点により実施するものとする。また、財務及び事務の執行が法令、条例、規程及び予算等に基づいて適正かつ効率的に行われているかに留意し、実施するものとする。

2 各監査等の方針

(1) 定期監査及び行政監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に規定する監査)

ア 対象、範囲

令和6年度分を監査実施日の1か月前までを対象として実施する。また、令和5年度分についても手続き等が適正に行われているか実施する場合がある。

イ 日程

別紙令和6年度監査日程のとおり、学校、保育園については5月から7月まで実施し、各課等については10月から翌年2月まで実施する。

ウ 監査実施上の着眼点

(ア) 事務事業は本来の目的に即し、計画的、効率的に実施されているか。

(イ) 予算は計画的に執行されているか。

(ウ) 歳入、歳出に係る予算科目及び内容は適正か。

(エ) 監査対象ごとに抽出した事業について、適切な運営がなされているか。

(オ) 前回監査の指摘事項等について、改善等がなされているか。

エ 提出を求める書類等

監査項目に対応した関係書類の提出を求める。

オ 準備調査

監査を開始するにあたり、担当課等に関係書類の事前提出を求め、準備調査を実施する。準備調査終了後、本監査までにその結果を監査委員に報告する。

カ 本監査

監査委員は、準備調査の結果及び提出された関係書類等を審査し、関係者からの聞き取り調査を実施する。聞き取り調査は、あらかじめ対象所属等に連絡のうえ実施する。(保育園、学校等については、現地実施とする。)

キ 監査結果の報告

監査委員は、監査が終了したときは、地方自治法第199条第9項の規定により、監査の結果報告書を作成し、これを市長、議会議長等に提出する。

ク 監査結果の公表

監査結果は南魚沼市公告式条例の規定を準用して公表し、市ホームページにも掲載する。

(2) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項に規定する検査）

ア 対象、範囲

一般会計、特別会計、歳入歳出外現金会計、基金、水道事業会計、病院事業会計及び下水道事業会計が執行する現金出納事務の証拠書類等の提出を求め、前月の出納状況について実施する。

イ 日程

別紙令和 6 年度監査日程のとおり、毎月 25 日に行う。ただし、その日が休日に当たるとき、又は特別の事情があるときは、監査委員が別に定める。

ウ 検査実施上の着眼点

会計管理者、事業管理者の保管する現金の残高、出納関係帳簿、指定金融機関発行預金残高報告書、証拠書類等の計数の正確性を検証するとともに、南魚沼市財務規則等に基づき出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

エ 提出を求める書類

- (ア) 収支月計表又は合計残高試算表
- (イ) 出納計算表
- (ウ) 収支伝票及び支出根拠書類
- (エ) 現金受払報告書又は日計表
- (オ) 資金運用関係書類
- (カ) その他必要な書類

オ 準備調査

検査を実施するにあたって、おおむね 5 日前までに検査に必要な書類等の提出を求め、準備調査を実施する。その結果を監査委員に報告し、本検査を実施する。

カ 本検査

監査委員は、準備検査の結果から書類等の審査を実施する。指摘事項は会計管理者及び担当責任者に通知し、回答の提出を求める。

キ 検査結果の報告

監査委員は、検査が終了したときは、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果報告書を作成し、これを市長及び議会議長に提出する。

(3) 決算審査及び基金の運用状況審査

(地方自治法第 233 条第 2 項、第 241 条第 5 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項に規定する審査)

ア 対象、範囲

前年度の決算書その他関係諸表等を審査する。

イ 日程

別紙令和 6 年度監査日程のとおり、6 月から 8 月まで実施する。(企業会計は 6 月から、一般会計、特別会計及び基金は 7 月から)

ウ 準備調査

審査を開始するに当たって、審査に必要な書類等の提出及び説明を求め、その結果を監査委員に報告する。

エ 本審査

監査委員は、準備調査の結果から担当責任者に提出を求めた書類等を審査し、必要に応じ聞き取り調査を実施する。聞き取り調査はあらかじめ対象所属等に連絡のうえ実施する。

オ 審査結果の報告

監査委員は、審査が終了したときは審査意見書を作成し、これを市長に提出し、市ホームページにも掲載する。

(4) 財政健全化判断比率及び資金不足比率審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に規定する審査)

ア 対象、範囲

前年度の決算書その他関係諸表等により算出数値が正確か審査する。

イ 日程

別紙令和6年度監査日程のとおり、7月から8月まで実施する。

ウ 準備調査

審査を開始するに当たって、書記において審査に必要な書類の提出及び説明を求め、その結果を監査委員に報告する。

エ 本審査

監査委員は、準備調査の結果から担当責任者に提出を求めた書類等を審査し、必要に応じ聞き取り調査を実施する。聞き取り調査は、あらかじめ対象所属等に連絡のうえ実施する。

オ 審査結果の報告

監査委員は、審査が終了したときは審査意見書を作成し、これを市長に提出し、市ホームページにも掲載する。

(5) 財政援助団体等に関する監査（地方自治法第199条第7項に規定する監査）

ア 対象、範囲

市から支出される指定管理収入、委託料、補助金等の総額が300万円以上の団体を対象に監査を実施する。本年度の対象団体は監査委員の協議により決定し、範囲は前年度の決算その他関係書類等とする。

イ 日程

別紙令和6年度監査日程のとおり、9月から10月まで実施する。

ウ 準備調査

事前に担当課に対し、対象全団体の前年度実績報告書等の提出を求める。当年度の監査対象団体については、監査に必要な追加書類の提出及び説明を求め、

その結果を監査委員に報告する。

エ 本監査

監査委員は、準備調査の結果から対象団体に提出を求めた書類等を監査し、関係者からの聞き取り調査を実施する。聞き取り調査はあらかじめ対象団体等に連絡のうえ実施する。

オ 監査結果の報告

監査委員は、監査が終了したときは監査報告書を作成し、これを市長、議会議長等に提出し、市ホームページにも掲載する。

(6) 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項に規定する監査）

監査委員が必要と認めたときに随時実施することとし、対象事項、実施期間等詳細はその都度協議のうえ、実施する。

(7) その他監査

その他下記の監査については、監査要求に応じてその都度実施する。

ア 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第 75 条に規定する監査）

イ 議会の請求に基づく監査（地方自治法第 98 条第 2 項に規定する監査）

ウ 請願の措置としての監査（地方自治法第 125 条に規定する監査）

エ 市長の要求に基づく監査（地方自治法第 199 条第 6 項に規定する監査）

オ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条に規定する監査）

カ 職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 3 項及び地方公営企業法第 34 条に規定する監査）

3 その他

各監査等の実施に関する詳細事項は、監査委員の協議により決定する。